

「坂城町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例」をここに公布する。

令和 7年 3月19日

坂 城 町 長

坂城町条例第 8号

坂城町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

坂城町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第11条関係）

一般廃棄物処理手数料

種別	取扱区分		金額	備考
し尿	一般料金		18リットルにつき 172円	18リットル未満は、18リットルとみなす。
家庭雑排水汚泥	一般料金	150リットル未満の浄化槽	1基につき 2,100円	
		150リットル以上200リットル未満の浄化槽	1基につき 2,520円	
		200リットル以上250リットル未満の浄化槽	1基につき 2,980円	
		250リットル以上300リットル未満の浄化槽	1基につき 3,430円	
		300リットル以上の浄化槽	1基につき 3,430円に50リットル増すごとに440円を加算した額	
家庭系一般廃	可燃、不燃ごみ	収集、運搬及び処分	ごみの指定袋1枚につき	

棄物			20円	
事業系 一般廃 棄物	可燃、不 燃ごみ	収集、運搬及び処分	可燃ごみ 40リッ トルにつき 不燃ごみ 30リッ トルにつき 100円	
	資源ごみ	ビン類、缶類及びポリエ チレンテレフタレート製 の容器の収集、運搬及び 処分	1月当たり 50キ ログラムまで 1,000円	
			1月当たり 50キ ログラムを超え100 キログラムまで 2,000円	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年7月1日から施行する。

(経過措置等)

- 2 この条例による改正後の坂城町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に収集する一般廃棄物に係る処理手数料について適用し、施行日前に収集した一般廃棄物に係る処理手数料については、なお従前の例による。